# ２０２５年度 安全報告書

**＜期間：2025 年 8 月 1 日～2026 年 7 月 31 日＞**

Marine
Sightseeing Bus

## 株式会社 マリン観光バス

弊社は「最高のおもてなしは安全運行」をモットーに、お客様へ安全と安心、そして質の高いサービスを提供できますよう日々研鑽重ねております。
「安心」「安全」「衛生」の３つの柱を軸に、安心してご利用いただけるよう新しく作成したマニュアルを元に安全・衛生対策を重ねて参ります。

## １． 輸送の安全に関する基本的な方針

（１）安全はすべてに最優先する。安全の確保こそが貸切バス事業者としての絶対的な使命であり、全従業員が一丸となり最善を尽くす。
（２）輸送の安全にかかわる法令、それに関連する規定・規制等を厳守し、忠実に職務を遂行する。
（３）全社員健康意識の向上に努め、心と体の健康から本物の安全を追及する。
（４）感染症等予防対策に取り組み、安心して利用いただける衛生品質を提供する。
（５）輸送の安全にかかわる情報は積極的に社内外に公表する。

以上の方針に基づき､お客様に安心してご指名をいただける貸切バス会社として｢安全運行」に向け不断の努力を重ねてまいります。

## ２． 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

**２０２５年度目標及び結果**

（１） 重大事故　　目標０件　　結果０件　達成
（２） 車内事故　　目標０件　　結果０件　達成
（３） 有責事故　　目標０件　　結果１件　未達成
（４） 物損事故　　目標２件　　結果２件　達成
（５） アルコールチェック社内規定（0.00 以外）　　目標０件　　結果０件　達成
（６）デジタルタコグラフ　平均点数　目標　９８点以上　結果　９８点　達成

２０２５年度については有責事故が目標０件に対し１件発生しており未達成となった。

## ３． 安全運行のために講じた措置及び活用

① 自動点呼システムの導入
対面点呼、遠隔点呼、自動点呼の記録を一括管理し全てに対応する為、自動点呼システムの導入を行った。また、予備システムとして一部従来の遠隔点呼システムを保持し、万が一の対応が可能な体制を構築している。業務前後（遠隔）自動点呼に対応するフルスペックのシステムで適正な点呼と記録保存に対応していく。

② 運転士の健康管理
運行前の全運転士へ運行前の血圧・体温測定の実施。

全運転手がモバイルの血圧計と体温計を携帯し、宿泊先からでも確実な体調の管理が可能となった。
運転士の健康状況の「見える化」を推進すると共に記録・保存に努めている。

③ 健康相談窓口
保健師と従業員が健康及びメンタルヘルスなどの相談ホットラインを開設している。
従業員が上司や同僚を気にすることなく産業医に直接相談できるシステムを稼働している。

④ クラウド乗務員台帳・車両管理台帳の運用
複数営業所間での乗務員情報および車両情報の円滑な情報共有に努めている。

⑤ パルスオキシメーター
簡易式パルスオキシメーターの導入により定期的に乗務員のストレス度・脈拍・血管年齢のチェックを行っている。
乗務員自身が自分の心身状態を把握し、健康への関心を高めるよう努めている。

⑥ 全車両ドライブレコーダー装着済
全車両にデジタルタコグラフ／ドライブレコーダーを装着。
最新の機種へのアップグレードを実施済。
全車両 GPS 付でリアルタイムに近い動態管理を行っている。

⑦ モービルアイ運用
特定 ASV に認定されている後付け ASV モービルアイを非 ASV 車両に導入している。

⑧ デジタルタコグラフのデータをもとにし、労務管理ソフトを利用した拘束時間管理を行っている。これにより運転者の過労状態を防ぎ、安全運行につなげている。

⑨ 新しい安全・衛生マニュアルを策定し、社員一丸となって安心して利用いただける様に対策を行っている。

⑩ 安全教育についてはオンライン講習システムを導入し確実な受講を行っている。

## ４． 安全運行に関する教育・研修の計画

マリン観光バス運転士として選任された者は、年間乗務員教育計画に基づき教育研修を進めている。【別表－２】
新たに雇い入れた運転者（初任運転者）等への指導においては、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部改正に伴い、該当する者には次のとおり実施する。

① 20 時間以上の実技訓練の義務付け　実技訓練以外の指導(座学)10 時間等を行っている。
② 運転者に直近１年間に乗務していなかった車種区分（大型・中型等）の貸切バスを運転させる場合に、初任運転者等と同様の実技訓練を義務付ける。
③ 一般的な指導・監督の内容として、安全性の向上を図るための装置（ASV 装置）を備える貸切バスの適切な運転方法等を追加した。
④ ドライブレコーダーの装着及びこれによる映像の記録や当該記録を活用した指導・監督を義務付けている。

## ５．　事故・事件発生の緊急連絡体制

（１） 重大事故及び重大事件発生の場合は、【別紙－３】に基づき緊急態勢に入る。
（２） （１）に該当しない事故についても、ケガ人の救助及び２次被害の回避が終了したのちに速やかに福岡営業所に連絡を入れ、運行管理者の指示に従うようルール化している。
（３） 事故が発生した場合、運転士のパニック状態に陥ってはケガ人の救助や２次被害の処置にも影響するため安全運行に関する教育・研修の中でも指導を行っている。
（４） 事故の定義（重大事故等）の一覧表【別紙－４】を点呼室に掲示し、このような事故を起こさないように運行管理者が注意喚起を行っている。

## ６．　書類関係の保存期間

（１）【別紙－５】の表に基づき、１年間、３年間、保存を行っている。
（２）保存期間終了の書類については、個人情報等が多く含まれるため、シュレッダーにより細粉し焼却場での焼却としている。今後の処分も同様の対応を行う。

## ＜別紙資料＞

別紙－１　プロ＆セイフティドライバー宣言
別紙－２　２０２５年度年間乗務員教育計画
別紙－３　マリン観光バス 重大事故・事件発生時の緊急連絡
別紙－４　事故の定義（重大事故：速報）
別紙－５　書類の保存期間

以上